

質問に対する回答について

工事名) 磐越自動車道 R6 会津若松管内構造物補修工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	特記仕様書 P21 23-7-7 支払い 簡易仮設防護柵の運搬は、リース会社から現場までを想定していますでしょうか。	土木工事積算基準より基地（県庁所在地）から現場までの運搬となります。
2	特記仕様書 P17 23-5-1 事前調査 事前調査範囲は、施工箇所のみを想定していますでしょうか。	施工箇所を対象としています。
3	質問回答 3 番号 3 工事車両（連絡車・作業車等の工事関係車両）の有料道路料金は各単価項目に含まれると考えてよろしいでしょうか。	現場管理費において計上してください。
4	設計図 54～57/58 交通規制図(2)～(5)に規制付監視員が 1 名記載されていますが夜間も同じく 1 名の配置を行う解釈でよろしいでしょうか。	特記仕様書 2 3-7-2 規制時間記載の時間において規制保守が必要となります。よって常時 1 名の配置を行うものです。
5	特記仕様書 P5 5-1 敷地の使用 工事用地として使用できる広さは約 100 平方メートルとされていますが、具体的な寸法はいかほどでしょうか。	10m×10m程度となります。
6	金抜設計書 番号 15～25 19- (1) 交通規制工事線規制（昼夜連続）において規制する車線（走行側、追越側）の区分をご教示願います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河東 12C-BOX は設計図面に示す各施工箇所の施工数量を基に施工日数を考え、走行、追越を区分してください。</li> <li>・東山スノーシェッドは交通規制図の規制延長から区分ください。</li> </ul>
7	質問回答 3 番号 4 作業していない時間帯における規制帯内の交通監視員は、必要でしょうか。 必要な場合は、配置人数をご教示願います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制付きの交通監視員については特記仕様書記載の規制時間による保守が必要となるので常時 1 名配置となります。（番号 4 と同様）</li> <li>・交通監視員 A 3 については特記仕様書 2 3-8-1 記載の配置時間以外は不要となります。</li> </ul>

8	<p>特記仕様書 P22 23-9 はつり工 はつり工で発生するコンクリート殻の運搬及び処分費は、はつり工の単価項目に含まれるでしょうか。</p>	<p>コンクリート殻発生は想定しておりませんので全て建設汚泥として考えてください。そのため、処分費、運搬費は特記仕様書 23-9-3 6) により別途協議となります。</p>
9	<p>特記仕様書 P20 23-7-3 施工 昼夜連続規制及び監督員が資機材等の存置を認めた場合は、と記載がありますが資機材等には工事車両も含まれるでしょうか。</p>	<p>工事車両は含まれます。</p>